

○新型コロナウイルス感染症の影響に対する税制上の特例措置



		国税	県税（福島県）	市税（郡山市）
納税猶予の特例		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に大幅な減少（前年同期比で概ね 20%以上の減少）があった場合で、税を一時に納付することが困難な場合、申請することにより納税が猶予される。</p> <p>・延滞税なし 1年間猶予 無担保</p>	同左	<p>同左</p> <p>（※令和2年5月19日公示の改正市税条例により実施中）</p>
申告・納付期限の延長	個人の申告納付	<p><u>個人所得税の確定申告、贈与税及び個人事業者の消費税</u>の申告・納付期限を、一旦4月16日まで延長したが、4月17日以降についても受け付けるなど柔軟に取り扱う。</p>	国税、市税と同様に取り扱う。	<p><u>市県民税</u>の申告期限を、4月16日まで延長したが、国に準じ、4月17日以降についても柔軟に取り扱う。</p> <p>（※令和2年4月6日付総務省取扱通知により実施中）</p>
	法人の申告納付	<p><u>法人に係る国税</u>について、期限内での申告・納付が困難な場合、原則としてその理由がやんだ日から2か月以内の日を指定してその期限を延長する。</p> <p>実質的には、申告書の余白に「<u>新型コロナウイルス感染症ウイルスによる申告・納付期限延長申請</u>」と記載することにより、延長申請書の提出があったものとみなすことから、申告・納付が可能となった時点で申告すればよい。</p>	<p><u>法人県民税、法人事業税</u>について、国税と同様の対応とする。</p>	<p><u>法人市民税、事業所税</u>について、国税、県税と同様の対応とする。</p> <p>（※令和2年4月21日付総務省取扱通知により実施中）</p>

	国税	県税（福島県）	市税（郡山市）
自動車税減免申請期限の延長	—	<p><u>普通自動車</u>に係る身体障がい者等の減免申請期限を延長</p> <p>・令和2年6月1日→令和2年6月30日</p>	<p><u>軽自動車</u>に係る身体障がい者等の減免申請期限を延長</p> <p>・令和2年5月25日→令和2年6月30日</p> <p>(※令和2年5月15日市告示により実施中)</p>
自動車税環境性能割の特例の延長	—	<p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した、<u>自家用乗用車に係る環境性能割</u>の、非課税措置及び1%分を軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長する。</p>	<p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した、<u>自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割</u>の、非課税措置及び1%分を軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長する。</p> <p>(※令和2年5月19日公示の改正市税条例により実施中)</p>
家屋等に係る税の特例	—	<p><u>耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例適用について</u>、耐震不適合既存住宅を取得し、その耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症の影響により、その取得の日から6か月以内に居住を開始することができない場合、その<u>居住要件の期限を令和4年3月31日まで延長</u>する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて一定以上減少している<u>中小企業等の、令和3年度分の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税</u>を軽減する。</p> <p>・30%以上50%未満減少 → 2分の1軽減 ・50%以上減少 → 全額軽減</p> <p>(※令和2年5月19日公示の改正市税条例により実施予定)</p>

	国税	県税（福島県）	市税（郡山市）
生産性向上設備投資特例	—	—	<p><u>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置</u>において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、先端設備等導入計画に基づき、新規に設備投資を行う中小事業者を支援するため、既存制度の適用対象に、一定の<u>事業用家屋と構築物を加える。</u></p> <p>また、<u>適用期間を2年間延長し、令和4年度までとする。</u></p> <p><u>・適用対象となった場合、対象の固定資産税が全額軽減される。</u></p> <p>（※令和2年5月19日公示の改正市税条例により実施中）</p>
寄附金税額控除の特例	<p>新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、文化芸術・スポーツ等に係るイベント等を中止等した主催者に対して、入場料等の払戻しを受けない(放棄する)場合には、その金額分について寄附したものとみなして、<u>寄附金税額控除</u>を適用する。</p> <p><u>・所得税からの控除額</u> $= (\text{入場料等の金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$</p>	<p>同左</p> <p><u>・個人県民税からの控除額</u> $= (\text{入場料等の金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$</p>	<p>同左</p> <p><u>・個人市民税からの控除額</u> $= (\text{入場料等の金額} - 2,000 \text{円}) \times 6\%$</p> <p>（※令和2年6月議会に市税条例改正案提出予定 地方税法は令和2年4月30日改正済）</p>

	国税	県税（福島県）	市税（郡山市）
特例 住宅借入金等特別税額控除の	新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居開始できなかった場合について、契約期間等の要件を満たし、令和3年12月31日までに入居開始した場合、期限内に居住を開始したものと同様に、 <u>住宅借入金等特別税額控除</u> が受けられるよう、適用要件を弾力化し、適用期間を1年延長する。	同左	同左 (※令和2年6月議会に市税条例改正案提出予定 地方税法は令和2年4月30日改正済)
お問合せ先	郡山税務署 郡山市堂前町20番11号 (024) 932-2041 (代表)	福島県県中地方振興局県税部 郡山市麓山1丁目1番1号 (024) 935-1233 (管理課)	郡山市税務部 郡山市朝日1丁目23番7号 市民税、事業所税、軽自動車税等について (024) 924-2081 (市民税課) 固定資産税・都市計画税について (024) 924-2091 (資産税課) 納税猶予について (024) 924-2101 (収納課)